

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 4 号

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年川崎市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第６項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。